

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	選挙管理委員会事務局
委託業務番号	令和4年度 長選委第281号
委託業務名称	選挙専用ネットワーク等拠点移設業務委託
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 外2か所
業務の概要	選挙専用ネットワーク等の既存拠点について、投票所(当日・期日前)として開設する施設を変更するため、移設するもの。 【投票所内の拠点移設】 ・イオン長浜店 ・長浜南小学校
履行期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和5年3月13日
契約額(税込)	547,800円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大津市浜大津一丁目1番26号 [商号又は名称] 西日本電信電話株式会社 滋賀支店
契約相手方の選定理由	今回移設業務は、市役所設置のセンタサーバ内にある基幹系ネットワークおよび選挙専用ネットワークにより市内公共施設にネットワーク構築していることから、そのネットワークへの影響を生じさせることなく円滑及び確実に業務を遂行するため、ネットワーク構築時点から業務に携わり、内部構成の細部まで把握している上記業者を随意契約の相手方とするもの。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>